

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-65 走行用前照灯</p> <p>7-65-1 装備要件</p> <p>自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-S1 の 4. 及び 5.3. 又は UN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。) の 6.3. 及び 7.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係）</p> <p>7-65-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 2 項関係、細目告示第 120 条第 2 項関係）</p> <p>① 最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯は、安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。 (細目告示第 120 条第 2 項第 2 号)</p> <p>② 走行用前照灯の灯光の色は、白色であること。（細目告示第 120 条第 2 項第 3 号）</p> <p>③ 走行用前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。（細目告示第 120 条第 2 項第 4 号）</p> <p>④ 走行用前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。（細目告示第 120 条第 2 項第 5 号）</p> <p>⑤ 次に掲げる走行用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものに限り、曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。（細目告示第 120 条第 2 項第 6 号）</p> <p>ア 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた曲線道路用配光可変型走行用前照灯</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている曲線道路用配光可変型走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型走行用前照灯</p> <p>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた曲線道路用配光可変型走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型走行用前照灯</p> <p>7-65-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあっては①及び⑬、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあっては①、⑤から⑪まで及び 9-8 (1) ②) に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 3 項関係）</p>	<p>8-65 走行用前照灯</p> <p>8-65-1 装備要件</p> <p>自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-S1 の 4. 及び 5.3. 又は UN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。) の 6.3. 及び 7.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係）</p> <p>8-65-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係）</p> <p>① 最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯は、安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。 (細目告示第 198 条第 2 項第 2 号)</p> <p>② 走行用前照灯の灯光の色は、白色であること。（細目告示第 198 条第 2 項第 3 号）</p> <p>③ 走行用前照灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。（細目告示第 198 条第 2 項第 4 号）</p> <p>④ 走行用前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。（細目告示第 198 条第 2 項第 5 号）</p> <p>⑤ 走行用前照灯の機能を損なう損傷等のないものに限り、曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。（細目告示第 198 条第 2 項第 6 号）</p> <p>8-65-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあっては①、⑤から⑪まで及び 9-8 (1) ②) に適合するように取付けられなければならない。 (保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 198 条第 3 項関係）</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>32条第3項関係、細目告示第42条第4項関係、細目告示第120条第3項関係)</p> <p>① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては1個又は2個、幅0.8m以下の自動車（二輪自動車を除く。）及び最高速度20km/h未満の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあっては1個、2個又は4個であること。 この場合において、被牽引自動車、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、車両の左右各側において1個を曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。 また、補助的に備える走行用前照灯の数は、2個であること。</p> <p>② 4個の走行用前照灯（格納式走行用前照灯であるものに限る。）を備える自動車にあっては、①の規定にかかるわらず、4個の走行用前照灯のほか、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅する又は交互に点灯させることにより警報を発することを専らの目的とする前照灯を2個備えることができる。</p> <p>③ 二輪自動車に備える走行用前照灯は、その照明部の上縁の高さが、地上1,300mm以下、下縁の高さが地上500mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>④ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>⑤ 走行用前照灯は、走行用前照灯を1個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。</p> <p>⑥ 走行用前照灯は、走行用前照灯の点灯操作を行ったときに自動車の両側に備える走行用前照灯のうちそれぞれ1個又は全ての走行用前照灯が同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用前照灯の点灯操作を行ったときに全ての走行用前照灯が消灯するものであること。</p> <p>⑦ 走行用前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。 ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑧ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。 ただし、⑦ただし書の場合にあっては、この限りで</p>	<p>198条第3項関係)</p> <p>① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては1個又は2個、幅0.8m以下の自動車（二輪自動車を除く。）及び最高速度20km/h未満の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあっては1個、2個又は4個であること。 この場合において、被牽引自動車、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、車両の左右各側において1個を曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。 また、補助的に備える走行用前照灯の数は、2個であること。</p> <p>② 4個の走行用前照灯（格納式走行用前照灯であるものに限る。）を備える自動車にあっては、①の規定にかかるわらず、4個の走行用前照灯のほか、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅する又は交互に点灯させることにより警報を発することを専らの目的とする前照灯を2個備えることができる。</p> <p>③ 二輪自動車に備える走行用前照灯は、その照明部の上縁の高さが、地上1,300mm以下、下縁の高さが地上500mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>④ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>⑤ 走行用前照灯は、走行用前照灯を1個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。</p> <p>⑥ 走行用前照灯は、走行用前照灯の点灯操作を行ったときに自動車の両側に備える走行用前照灯のうちそれぞれ1個又は全ての走行用前照灯が同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用前照灯の点灯操作を行ったときに全ての走行用前照灯が消灯するものであること。</p> <p>⑦ 走行用前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。 ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑧ 走行用前照灯は、点滅するものでないこと。 ただし、⑦ただし書の場合にあっては、この限りで</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ない</p> <p>⑨ 走行用前照灯の直射光又は反射光は、当該走行用前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑩ 走行用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。</p> <p>⑪ 走行用前照灯は、7-65-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えていているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>⑫ 走行用前照灯は、その作動状態及び不作動状態に係る制御を自動で行う場合には、次に掲げる要件に適合しなければならない。</p> <p>ア 周囲の光の状態及び対向車又は先行車から発せられる灯光又は反射光に反応すること。 この場合において、対向車とは対向する自動車、原動機付自転車及び自転車を、先行車とは先行する自動車及び原動機付自転車とする。</p> <p>イ 当該制御を手動により行うことができ、かつ、手動により解除できること。</p> <p>ウ 当該制御を自動で行う状態であることを運転者席の運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>⑬ すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯を備えない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯は、当該自動車の速度が 15km/h を超える場合に夜間において常に点灯している構造であること。</p> <p>(2) 次に掲げる走行用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている走行用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える走行用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯</p>	<p>ない。</p> <p>⑨ 走行用前照灯の直射光又は反射光は、当該走行用前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑩ 走行用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。</p> <p>⑪ 走行用前照灯は、8-65-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えていているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 走行用前照灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 198 条第 4 項関係)</p>
<h4>7-65-4 適用関係の整理</h4> <p>(1) 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-65-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>(2) 昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、7-65-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 2 号関係)</p> <p>(3) 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-65-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>(4) 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-65-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係)</p>	<h4>8-65-4 適用関係の整理</h4> <p>7-65-4 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(5) 令和2年9月30日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、7-65-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。</p> <p>① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア UN R98、UN R112、UN R113又はUN R149（すれ違い用前照灯に係るものに限る。）に基づく認定証を有する自動車</p> <p>イ アに掲げる協定規則に基づく⑩マークを有する装置を備えた自動車</p> <p>ウ 諸元表によりアに掲げる協定規則に適合していることが確認できるものを備える自動車</p> <p>(6) 次に掲げる二輪自動車については、7-65-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第25項関係）</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>(7) 次に掲げる自動車については、7-65-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第26項関係）</p> <p>① 令和8年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</p>	<p>7-65-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第3項第1号関係）</p> <p>7-65-5-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の前面には、7-65-5-2(1)の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p>(2) 最高速度20km/h未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であってその全てが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を1個、2個又は4個（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1個又は2個）備えなければならない。</p> <p>この場合において、その光源が25Wを超えるものにあっては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個その前面に備えなければならない。</p> <p>7-65-5-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 7-65-5-1(1)の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯するすれ違い用前照灯を含む全てが同一であること。</p> <p>② 走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわぬ構造であること。</p> <p>(2) 7-65-5-1(2)後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-5-1(2)の規定によるほか、7-65-5-2(1)（②に限る。）の規定を準用する。</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1)及び9-8の基準に適合しないものとする。</p> <p>① 走行用前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの</p> <p>② 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの</p> <p>7-65-5-3 取付要件</p> <p>7-65-7-3に同じ。</p> <p>7-65-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第3項第2号関係）</p> <p>7-65-6-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の前面には、7-65-6-2(1)の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p>(2) 最高速度20km/h未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であってその全てが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を1個、2個又は4個（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1個又は2個）備えなければならない。</p> <p>この場合において、その光度が10,000cd以上のものにあっては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個その前面に備えなければならない。</p> <p>7-65-6-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 7-65-6-1(1)の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
	<p>らない。</p> <p>① 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯するすれ違い用前照灯を含む全てが同一であること。</p> <p>② 走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわぬ構造であること。</p> <p>(2) 7-65-6-1(2)後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-6-1(2)の規定によるほか、7-65-6-2(1)(②に限る。)の規定を準用する。</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1)及び9-8の基準に適合しないものとする。</p> <p>① 走行用前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの</p> <p>② 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの</p>
	<p>7-65-6-3 取付要件</p> <p>7-65-7-3に同じ。</p>
	<p>7-65-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第3項第3号関係)</p>
	<p>7-65-7-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の前面には、7-65-7-2(1)の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p>(2) 最高速度20km/h未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であつてその全てが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を1個、2個又は4個(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1個又は2個)備えなければならない。</p> <p>この場合において、その光度が10,000cd以上のものにあっては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個その前面に備えなければならない。</p>
	<p>7-65-7-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 7-65-7-1(1)の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯するすれ違い用前照灯を含む全てが同一であること。</p> <p>② 走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわぬ構造であること。</p> <p>(2) 7-65-7-1(2)後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-7-1(2)の規定によるほか、7-65-7-2(1)(②に限る。)の規定を準用する。</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1)及び9-8の基準に適合しないものとする。</p> <p>① 走行用前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの</p> <p>② 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているもの</p>
	<p>7-65-7-3 取付要件</p> <p>(1) 7-65-7-1(1)の走行用前照灯は、7-65-7-2(1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては1個又は2個、三輪自動車及び幅0.8m以下の自動車(二輪自動車を除く。)にあっては1個、2個又は4個であること。</p> <p>② 走行用前照灯は、左右同数であり(走行用前照灯を1個備える場合を除く。)、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。</p> <p>③ 走行用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。</p>
	<p>7-65-8 従前規定の適用④</p> <p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第1号、第2号、第5号、第6号及び第2項第3号関係)</p>
	<p>7-65-8-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の前面には、7-65-8-2(1)の基準に適合する走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p>(2) 最高速度20km/h未満の自動車の前面には、灯光の色が白色又は淡黄色であつてその全てが同一であり、かつ、安全な運行を確保できる適当な光度を有する走行用前照灯を1個、2個又は4個(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1個又は2個)備えなければならない。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
この場合において、その光度が 10,000cd 以上のものにあっては、走行用前照灯のほかに照射光線が他の交通を妨げない すれ違い用前照灯を 1 個又は 2 個その前面に備えなければならない。	
7-65-8-2 性能要件（視認等による審査）	
(1) 7-65-8-1 (1) の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯するすれ違い用前照灯を含む全てが同一であること。 ② 走行用前照灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。	
(2) 7-65-8-1 (2) 後段に規定するすれ違い用前照灯を備える自動車の走行用前照灯は、7-65-8-1 (2) の規定によるほか、7-65-8-2 (1) (②に限る。) の規定を準用する。	
(3) 次に掲げるものは、(1) 及び 9-8 の基準に適合しないものとする。 ① 走行用前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているもの ② 灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えて いるもの	
7-65-8-3 取付要件	
(1) 7-65-8-1 (1) の走行用前照灯は、7-65-8-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① 走行用前照灯の数は、2 個又は 4 個であること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては 1 個又は 2 個、幅 0.8m 以下の自動車（二輪自動車を除く。）に あっては 1 個、2 個又は 4 個であること。 ② 走行用前照灯は、左右同数であり（走行用前照灯を 1 個備える場合を除く。）、かつ、前面が左右対称である自動車に 備えるものにあっては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものにあっては、走行用前照灯及びすれ違い 用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 ③ 走行用前照灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。	
(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するもの とする。	
7-65-9 従前規定の適用⑤	
令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準 に適合するものであること。 ① 平成 27 年 6 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア UN R98、UN R112、UN R113 又は UN R149（すれ違い用前照灯に係るものに限る。）に基づく認定証を有する自動車 イ アに掲げる協定規則に基づく⑩マークを有する装置を備えた自動車 ウ 諸元表によりアに掲げる協定規則に適合していることが確認できるものを備える自動車	
7-65-9-1 装備要件	
7-65-1 と同じ。	
7-65-9-2 性能要件（視認等による審査）	
7-65-2 と同じ。	
7-65-9-3 取付要件（視認等による審査）	
7-65-10-3 と同じ。	
7-65-10 従前規定の適用⑥	
次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 25 項関係） ① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車 ② 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに 指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）	
7-65-10-1 装備要件	
7-65-1 と同じ。	
7-65-10-2 性能要件（視認等による審査）	
7-65-2 と同じ。	
7-65-10-3 取付要件（視認等による審査）	
(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審 査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものに あっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものにあっては①、 ②から⑧まで及び 9-8 (1) (②) に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位 置等の測定方法」によるものとする。	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>① 二輪自動車に備える走行用前照灯の数は、1個又は2個であること。</p> <p>② 7-65-3 (1) ⑤に同じ。</p> <p>③ 7-65-3 (1) ⑥に同じ。</p> <p>④ 7-65-3 (1) ⑦に同じ。</p> <p>⑤ 7-65-3 (1) ⑧に同じ。</p> <p>⑥ 7-65-3 (1) ⑨に同じ。</p> <p>⑦ 7-65-3 (1) ⑩に同じ。</p> <p>⑧ 7-65-3 (1) ⑪に同じ。</p> <p>⑨ 7-65-3 (1) ⑫に同じ。</p> <p>(2) 7-65-3 (2) に同じ。</p> <p>7-65-11 従前規定の適用⑦</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第26項関係)</p> <p>① 令和8年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</p> <p>7-65-11-1 装備要件</p> <p>自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等がUN R149-00-S4の4.及び5.3.又はUN R123-02(当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。)の6.3.及び7.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係、適用関係告示第29条第23項及び第26項関係)</p> <p>7-65-11-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>7-65-2に同じ。</p> <p>7-65-11-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>7-65-3に同じ。</p>	